

# 富士見町公共施設への太陽光発電設備設置事業（PPA 事業）

## プロポーザル実施要領

### 1. 趣旨

富士見町では、2050 年ゼロカーボン実現に向け、富士見町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき 2030 年度に 2013 年度比で 60%以上の温室効果ガスの削減に取り組んでいる。その一環として、公共施設に PPA 方式を活用した太陽光発電設備（以下、「設備」という。）を導入・運用し、再生可能エネルギーの活用を推進し、温室効果ガスの削減を目指す。

### 2. 業務概要

- (1) 業務名：富士見町公共施設への太陽光発電設備設置事業（PPA 事業）
- (2) 業務場所：別添仕様書のとおり。
- (3) 業務期間：別添仕様書のとおり。
- (4) 担当部署：富士見町総務課まちづくり推進係

### 3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 提案書提出までに、富士見町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 本事業を実施する体制（再委託を含む）の中に、以下の資格を有する者を含めること。  
  
(ア)建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士  
(イ)第一種、第二種又は第三種電気主任技術者
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（第 167 条の 11 第 1 項）において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (4) 町の入札参加資格停止措置要綱に規定する入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始申し立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申し立てがなされていないこと（会社更生法の規定による更生計画認可、又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその団体の構成員等警察当局から排除要請を受けていないこと。

#### 4. スケジュール

項目番号	項目	期日
1	参加者公募開始	令和7年11月6日（木）から
2	施設図書等の閲覧	令和7年11月6日（木）～11月21日（金）
3	現場説明	令和7年11月14日（金） 希望者は令和7年11月13日（木）までに要申込み
4	質問受付	令和7年11月21日（金）まで
5	質問回答	令和7年11月26日（水）まで随時回答
6	参加申込書提出	令和7年12月1日（月）まで
7	提案書提出	令和7年12月12日（金）まで
8	審査会	令和7年12月18日（木）
9	審査結果通知	令和7年12月下旬
10	関係者との協議	令和7年12月下旬
11	契約又は協定締結	令和7年12月下旬以降

#### 5. 問合せ先

〒399-0292

長野県諏訪郡富士見町落合 10777

富士見町役場財務課財政係 担当：松沢

電話（直通）0266-62-9126 Fax 026 6-62-4481

E-mail [9127@town.fujimi.lg.jp](mailto:9127@town.fujimi.lg.jp)

#### 6. 参加申込書の提出

- (1) 提出書類：別紙「参加申込書（様式1号）」による。
- (2) 提出期限：令和7年12月1日（月）17時まで
- (3) 提出先：「5. 問合せ先」
- (4) 提出方法：電子メール

#### 7. 質問受付及び回答

- (1) 提出書類：別紙「質問書（様式第2号）」による。
- (2) 提出期限：令和7年11月21日（金）17時まで
- (3) 提出先：「5. 問合せ先」
- (4) 提出方法：電子メール
- (5) 回答期限：令和7年11月26日（水）まで随時回答
- (6) 回答方法：町ホームページにて回答
- (7)

## 8. 提案書の提出

- (1) 提出部数：9部（正本1部、審査会用副本8部）
- (2) 提出期限：令和7年12月12日（金）まで
- (3) 提出先：「5. 問合せ先」  
提出方法：持参または郵送。なお、持参の際の提出時間は平日午前9時から午後17時までとする。
- (4) 提出書類：仕様書および「10.提案書作成要領」に基づき以下の書類を作成し、提出すること。
  - (ア) 様式3 提案書(表紙)
  - (イ) 様式4 事業者の概要
  - (ウ) 様式5 チェックリスト
  - (エ) 様式6 参考見積書（電気料金単価）
  - (オ) 提案書（任意様式）

## 9. 提案書の内容

別紙に定める「富士見町公共施設への太陽光発電設備設置事業（PPA事業）仕様書」を参照のうえ、以下の内容で作成すること。

- (1) 業務の実施内容（任意様式）
  - (ア) 実施方針
    - 提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。
  - (イ) 太陽光発電設備容量
    - 各施設における想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナの最大定格出力（kW）
  - (ウ) 蓄電池を設置する場合は、蓄電池設備容量、使用目的、設置場所
  - (エ) 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量
    - 想定自家消費電力量を検討すること。検討にあたっては、自家消費電力量（kWh）が最大となる考え方を示すこと。
    - 温室効果ガス排出削減量は、1年間の総量を算出すること。なお、電力の二酸化炭素排出量係数は、環境省、経済産業省公表の0.433kg-CO<sub>2</sub>/kWhを使用すること。
  - (オ) 設備設置構成
    - 本事業における提案は、以下の条件を満たす構成とすること。
      - ✓ 森のオフィスについては、当該施設に太陽光発電設備を設置し自家消費する構成とすること。
      - ✓ 上記構成を前提として、効率的かつ安定的な再生可能エネルギーの利用を図る提案とすること。

(カ) 設備設置仕様

- 太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む）を記載すること。
- 想定する設置場所での設置方法は、JIS C8955 に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に耐えうる構造であること。
- PPA 事業者による供給電力と系統からの供給電力の区別の仕方（電力量計の設置場所、計量方法等）を記載してください。
- 平常時の電気の流れを記載してください。
- 系統停電時（施設の非常用発電機が運転）の電気の流れを記載してください。
- 太陽光発電設備の発電電力量が館内の消費電力量を上回りそうになった場合のパワーコンディショナの動作について記載してください。

(キ) 非常時・停電時に利用可能なシステム（蓄電池や自立運転機能付きパワーコンディショナを導入する場合に記載してください。）

- 非常時・停電時のシステム構成図
- 非常時・停電時の利用、操作方法（特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等）
- 自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能な出力（kW）

(ク) 自家消費料金単価及び年間電気料金（参考見積）

- 単価は業務期間中一定とし、消費税及び地方消費税を含む価格で提案すること。
- 電気料金の概算については、運転期間中における富士見町の負担（太陽光発電以外の電気料金を含む。）として算出すること（施設ごとに最長期間分の電気料金シミュレーション等を示すこと）。
- 現在の電気料金単価との比較を記載すること。なお、PPA 方式の場合電気料金単価は完全従量制となることが一般的であり、基本料金が発生する現状の料金体系との単純比較ができないことから、別紙 1 に含まれる総合単価計算に記載した想定総合単価と比較すること。

(ケ) 余剰電力の活用

- 余剰電力を、民間施設等に供給する提案を行う場合は、その売電収益が富士見町への電力販売単価の低減に繋がるような提案を行うこと。

(コ) 独自提案

- (ア) その他、富士見町にとって有益な内容を提案すること。

(2) 業務実施体制（任意様式）

(ア) 業務実施体制図（協力業者を含む実施体制を示すものとし、「3 参加資格（8）」の資格者を記載すること。）

(イ) 工事計画概要（設備導入工程表）、実施体制（本業務に従事予定の総括責任者、

- 担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載)、業務フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール
- (ウ) 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画(定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等)、実施体制
- (エ) 代表事業者の経営状況(5年間)  
賃借対照表、経常利益(又は営業利益率)、流動比率、自己資本比率等
- (オ) 地域密着型企業の是非  
町内に本社、事業所若しくは営業所のいずれかがあり、5年以上前から操業している場合は記載すること。
- (カ) 工事費、運転管理、維持管理のための費用、資金調達を含めた業務資金計画
- (キ) 故障、緊急時の対応体制図
- (ク) 業務実施中のリスクに対する対策  
損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること
- (ケ) 業務実施に関する保証  
設備の導入、運転期間中設定するすべての保証内容

## 10. 提案書作成要領

- (1) A4版を基本とすること。一部A3版の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴じること。
- (2) 枚数に制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめること。
- (3) A4版、片面印刷とし、ページの通し番号を付すこと。
- (4) 表紙、目次及び参考見積書はページ数にカウントしない。
- (5) 文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。
- (6) 提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- (7) 言語は日本語、通貨単位は円とすること。
- (8) 文字サイズ10.5pt以上に設定すること。

## 11. 施設図書等の閲覧

- (1) 図書閲覧期間  
令和7年11月6日(木)～11月21日(金)午後5時まで(土曜、日曜及び祝日を除く。)
- (2) 閲覧場所  
富士見町役場
- (3) 閲覧図書
  - (ア) 完成図書(図面)及びそれに準ずる書類(図面)
  - (イ) 1年間の電力使用量の30分値の情報

(ウ) 詳細設計書（構造計算書）及びそれに準ずる書類

※施設によっては閲覧図書が現存しないことがあるので留意すること。なお、図書撮影は可とするが貸与は不可とする。本案件以外の使用は認めない

(4) 閲覧方法

閲覧希望日の前日までに「5. 問合せ先」へ図書の閲覧希望の予約を行うこと。予約者に対し、閲覧の場所及び日時を指定する。

12. 現場説明

(1) 実施時期

令和7年11月14日（金）

(2) 現場説明の詳細

参加希望者は、令和7年11月13日（木）の午後5時までに「5. 問合せ先」へ現場説明の参加申し込みを行うこと。参考場所及び日時を指定する。

なお、指定日以外の施設の見学は、防犯上の理由により基本的に認めない。

13. て

(1) 事業者選定方法

(ア) 企画提案書等提出書類に基づき、提案者によるプレゼンテーションを実施し、選定委員会の委員が「富士見町公共施設への太陽光発電設備設置事業（PPA事業）プロポーザル 評価基準」に基づき採点し、最も優れた企画提案者を本事業の事業予定者として決定する。

(イ) 評価が最も高い提案者が複数ある場合は、PPA料金単価により決定する。

(ウ) 業務実施候補者による実施が実施不可能な場合には、次点の提案者と協議を行う。

(エ) 企画提案者が1者の場合でも審査を実施することとし、各委員の評価点が6割を超える場合には事業予定者として選定する。

(2) プrezentation

(ア) 日程

令和7年12月18日（木）※時間、場所等の詳細については、後日連絡する。

(イ) 場所

富士見町役場（詳細は、参加者に直接メールにて通知）

(ウ) 方法

1 提案者あたり45分（プレゼンテーション25分及び質疑応答20分を予定）

なお、プレゼンテーションは非公開とする。

(エ) その他

- 提出された書類については、追加・削除等は原則として認めない。

- 提出された関係書類は返却しない。提出された関係書類は審査以外に利用しない。

### (3) 選定結果

選定結果は、後日参加者に直接通知する。なお、選定結果についての異議申立て及び公開の依頼は一切受け付けない。

**選定結果は契約の確約を意味するものではありません。選定後、提案内容の具体化、所有者との調整、その他関係者との協議等を実施しますが、これらの過程において所有者への説明や最終的な合意が得られない等の事由により、契約を締結しない場合があることを予めご了承ください。契約の締結は、協議等が全て満たされた時点をもって行うものとします。**

## 14. 契約又は協定の締結について

- 町は、選定された事業予定者と本事業に係る基本的な事項を定めた協定を締結する。その後、協定に基づき、太陽光発電設備等を導入する施設ごとに電力供給契約（長期継続契約）を締結する。また、施設の使用に係る行政財産の使用許可申請は事業予定者が別途行う。
- 事業者の提案内容が、本要領及び仕様書で明示している条件等を満たしていないと町が判断した場合には、事業者の決定を取り消すものとする。ただし、町と協議の上、内容の一部の変更で対応することがある。
- 事業者との協定及び電力供給契約が締結できない場合、次順位の提案事業者を事業者とし、繰り上げ事業者となった者に通知を行うことがある。  
事業者が辞退した場合又は事業者の決定を取り消された場合も同様とする。

## 15. 留意事項

- 参加資格の喪失
  - 参加資格を有する者が、次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。
    - 提出書類等が、本実施要領に適合しない場合。
    - 提案書の内容が仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき。
    - 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
    - その他、審査委員会が不適切と判断したとき。
- 提出書類
  - 提出できる企画は、1提案者につき1案までとし、複数案の提案は認めない。
  - 提出された書類の変更、差し替え、追加、再提出等は認めないものとする。
  - 提出された書類は、返却しないものとする。
  - 提出された書類の著作権は提案者に帰属するが、公表、その他町長が必要と

認める用途に使用する場合は、その全部又は一部を無償で使用することがで  
きるものとする。

(3) 費用負担

- プロポーザル参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

別紙 1

電気料金総合単価計算

No	施設種別	施設名	請求金額 (税込)	使用電力量 (kwh)	総合単価 (円/kwh)
1	設備設置 施設・受 電施設	森のオフィ ス	117,452	2724.7	43.10

※2025年8月実績より算出